

保育料の改定

～子育て世帯への経済的支援～

令和2年4月から保育園等利用者の経済的負担を軽減するため、保育料を改定します。

1 改定理由

保護者の経済的な負担軽減や多子世帯の子育て支援を拡充するとともに、利用者にとってわかりやすく、かつ、公平感を高める保育料に改定します。

2 改定内容

- (1) 国の保育料徴収基準との整合を図るため、あらかじめ廃止になった税制上の年少扶養控除2人分を保育料階層に組み込みます。
- (2) 第2子の保育料に設定している特欄を廃止し第1子の半額とします。
- (3) 各階層区分内の金額設定及び各階層間の保育料の間差を均等化し、各所得階層のバランスを考慮しながら、各階層において保育料を設定します。

3 保育料

別紙のとおり

4 施行日

令和2年(2020年)4月1日

【現行保育料】

階層区分		保育料(月額)		階層区分定義
		右記以外の世帯	ひとり親世帯等	
A		0		生活保護法による被保護世帯
B1		0		市民税非課税で母子・父子及び在宅障がい児(者)がいる世帯等
B2		0		市民税非課税世帯
C1	第1子	7,200	3,500	市民税均等割のみの世帯
	第2子	3,600	0	
C2	第1子	8,600	4,200	市民税所得割10,000円未満の世帯
	第2子	4,300	0	
C3	第1子	9,800	4,800	市民税所得割10,000円以上12,600円未満の世帯
	第2子	4,900	0	
D1	第1子	13,500	6,600	市民税所得割12,600円以上16,800円未満の世帯
	第2子	6,750	0	
D2	第1子	16,800	8,250	市民税所得割16,800円以上30,600円未満の世帯
	第2子	8,400	0	
D3	第1子	20,100	9,000	市民税所得割30,600円以上42,600円未満の世帯
	第2子	10,050	0	
D4	第1子	23,300	9,000	市民税所得割42,600円以上54,600円未満の世帯
	第2子	11,650	0	
D5	第1子	26,900	9,000	市民税所得割54,600円以上66,600円未満の世帯
	第2子	13,450	0	
D6	第1子	30,600	9,000	市民税所得割66,600円以上78,600円未満の世帯
	第2子	15,300	0	
D7	第1子	34,200		市民税所得割78,600円以上90,600円未満の世帯
	第2子(特欄)	17,100 (19,000)		
D8	第1子	37,500		市民税所得割90,600円以上102,600円未満の世帯
	第2子(特欄)	18,750 (20,900)		
D9	第1子	40,900		市民税所得割102,600円以上114,600円未満の世帯
	第2子(特欄)	20,450 (24,300)		
D10	第1子	44,200		市民税所得割114,600円以上131,600円未満の世帯
	第2子(特欄)	22,100 (27,600)		
D11	第1子	47,700		市民税所得割131,600円以上225,600円未満の世帯
	第2子(特欄)	23,850 (30,200)		
D12	第1子	49,500		市民税所得割225,600円以上297,600円未満の世帯
	第2子(特欄)	24,750 (32,000)		
D13	第1子	49,500		市民税所得割297,600円以上337,600円未満の世帯
	第2子(特欄)	24,750 (33,000)		
D14	第1子	49,500		市民税所得割337,600円以上377,600円未満の世帯
	第2子(特欄)	24,750 (34,000)		
D15	第1子	49,500		市民税所得割377,600円以上の世帯
	第2子(特欄)	24,750 (35,000)		

※ひとり親世帯等の適用は、市民税所得割77,101円未満の世帯

【新保育料】

階層区分		保育料(月額)		階層区分定義
		右記以外の世帯	ひとり親世帯等	
A		0		生活保護法による被保護世帯
B1		0		市民税非課税で母子・父子及び在宅障がい児(者)がいる世帯等
B2		0		市民税非課税世帯
C	第1子	1,000	500	市民税均等割のみの世帯
	第2子	500	0	
D1	第1子	3,000	1,400	市民税所得割16,200円未満の世帯
	第2子	1,500	0	
D2	第1子	5,000	2,300	市民税所得割16,200円以上32,400円未満の世帯
	第2子	2,500	0	
D3	第1子	7,000	3,200	市民税所得割32,400円以上48,600円未満の世帯
	第2子	3,500	0	
D4	第1子	9,000	4,100	市民税所得割48,600円以上60,700円未満の世帯
	第2子	4,500	0	
D5	第1子	12,600	5,800	市民税所得割60,700円以上72,800円未満の世帯
	第2子	6,300	0	
D6	第1子	16,200	7,500	市民税所得割72,800円以上84,900円未満の世帯
	第2子	8,100	0	
D7	第1子	19,800		市民税所得割84,900円以上97,000円未満の世帯
	第2子	9,900		
D8	第1子	23,400		市民税所得割97,000円以上109,000円未満の世帯
	第2子	11,700		
D9	第1子	27,000		市民税所得割109,000円以上121,000円未満の世帯
	第2子	13,500		
D10	第1子	30,600		市民税所得割121,000円以上133,000円未満の世帯
	第2子	15,300		
D11	第1子	34,200		市民税所得割133,000円以上145,000円未満の世帯
	第2子	17,100		
D12	第1子	37,800		市民税所得割145,000円以上157,000円未満の世帯
	第2子	18,900		
D13	第1子	41,400		市民税所得割157,000円以上169,000円未満の世帯
	第2子	20,700		
D14	第1子	45,000		市民税所得割169,000円以上265,200円未満の世帯
	第2子	22,500		
D15	第1子	48,600		市民税所得割265,200円以上の世帯
	第2子	24,300		

※ひとり親世帯等の適用は、市民税所得割77,101円未満の世帯

※階層区分定義中の市民税所得割には、平成22年度税制改正において廃止になった年少扶養控除2人分を組込み済

【国徴収基準】

階層区分		保育料(月額)		階層区分定義
		右記以外の世帯	ひとり親世帯等	
①		0		生活保護法による被保護世帯
②	第1子	9,000	0	市民税非課税世帯
	第2子	4,500		
③	第1子	19,300	9,000	市民税所得割 48,600円未満の世帯
	第2子	9,650	0	
④	第1子	29,600	9,000	市民税所得割 97,000円未満の世帯
	第2子	14,800	0	
⑤	第1子	43,900		市民税所得割 169,000円未満の世帯
	第2子	21,950		
⑥	第1子	60,100		市民税所得割 301,000円未満の世帯
	第2子	30,050		

※ひとり親世帯等の適用は、市民税所得割77,101円未満の世帯